

台湾における憲法改正案の制定過程と国民投票の実施

渡辺耕治

一 序

一 八歳公民権に関する憲法改正案の成立と国民投票実施までの過程

二 憲法改正を行う要因と行使形態

三 中華民国憲法における改憲条項の変容

四 公民権年齢引き下げの議論と社会状況の変化

六 国民投票
七 結語

一 序

二〇二三年一一月二六日、台湾において中華民国憲法第一三〇条で規定している選挙権年齢を満二〇歳から満一八歳に、被選挙権年齢を満二三歳から満一八歳に引き下げる憲法改正案（通称「一八歳公民権」）の賛否を問う国民投票（台湾では公民投票⁽¹⁾と表記）は、四年毎に行われる地方自治体の首長および議会議員を改選する中華民国地方公職人員選挙（通称「九合一選挙」、日本の統一地方選挙に相当）に併せて実施された。⁽²⁾これは二〇〇五年六月一〇日に公布した

中華民国憲法増修条文(以下、追加条文と表記する)第七次改正第二二条の規定に従い、一〇一二年三月二十五日に立法院で可決された一八歳公民権に関する憲法改正案を国民による複決(referendum、国民投票)、換言すると、有権者の再審査に付したためである。⁽⁹⁾

一八歳公民権に関する憲法改正案が立法院において可決されたのは、二〇〇四年八月二三日に「国会改革(立法委員の定数を二二五名から一一三名に半減させる)、公投人憲(国民投票を憲法に明記する)」の憲法改正案を可決されて以来一八年ぶりである。⁽¹⁰⁾また、憲法改正案を有権者の複決に付したのは、一九四七年二月二十五日に中華民国憲法が施行されて以来初めてである。要するに、追加条文第七次改正において有権者の複決を明記するまで、憲法改正案を議決する権限を有していたのは国民大会のみであったのである。

「公民投票法」は二〇〇三年に制定並びに施行された後、二〇〇四年三月から二〇一二年一二月までの間に台湾の全国規模で実施した国民投票は合計二〇件ある(表一を参照)。この中で、国民投票を実施した事項は、主に重大政策の創制(initiative、国民発議)、立法原則の創制、法律の複決であり、憲法改正案が題目となつた国民投票は一度も実施したことがない。二〇一二年一月二六日に実施された一八歳公民権に関する憲法改正案の国民投票は、賛成票(五四七二〇二票)が反対票(五〇一六四二七票)を六二万票以上上回つたものの、成立条件である賛成票が有権者総数(一九二三九三九二人)の過半数(九六一九六九六人)に達することができなかつたため、この憲法改正案は不成立となつた。⁽¹¹⁾

現在、中華民国憲法の改正に関する研究は多数の著書や論文がある。その中で、追加条文第一次改正から追加条文第七次改正までそれぞれの憲法改正の経過や状況を概説した研究として、陳志明「中華民国憲法第七次修正の研究」⁽⁹⁾、蔡柱國「台灣の憲法改正について—その原型、改正状況と展望」⁽¹⁰⁾、浅野和生「台灣の憲政改革の経過と現状」⁽¹¹⁾「中華

「民国憲法」改正の経過と残された課題^[1]などがある。次に、追加条文第七次改正が施行された後、将来における憲法改正の手続き問題を論じている研究として、若林正丈著『台湾の政治・中華民国台灣化の戦後史（増補新装版）』は、「公投入憲」を曲りなりに実現した点で、公民投票法の制定と合わせて、台湾の政治制度に直接民主制を導入し、台湾を単位とする國民主権の制度化を一步先に進めたという意味で、形の上では、陳水扁政権にとつては「民主の深化」の上で一つの成果であったと言える。……改憲には極めて高い敷居が設定され……立法委員の四分の三、さらに有権者の過半数の賛成が必要という規定は、新たな選挙制度が国民党に有利である状況下では、……改憲禁止的な規定である」と指摘する^[2]。また、松田博康「台湾における憲政の展開過程概論—独裁か民主か？中華民国か台湾か？」は、「追加条文第七次改正により、中華民国憲法の改正手続きのハードルが上げられた。……激しい対立を繰り返していふ二大政党が賛成し、大多数の台湾住民が高度なコンセンサスを持つてゐる案件でない限り、憲法改正はもはや不可能である」とさえ言える。しかも、公民投票は總統選挙のような高い投票率が見込まれる選挙の際に同時に実施しなければ、全く成立する見込みはない。中華民国憲法は、世界の中でも改正のハードルが最も高い部類に入ってしまつた」と指摘する^[3]。張嘉尹「憲改方式的選擇—制憲、修憲與憲法變遷」は、中華民国憲法に国民投票を明記した意義は、直接民主制を実施して国民が憲法改正権を行使できるだけでなく、台湾の主権と独立がさらに強化されると主張する。その一方で、今後の憲法改正は極めて困難であり、立法院において憲法改正案を可決させるには高度な政党合意、つまり、今までと同様に各政党の協力が必要であり、国民投票に至つては、有権者総数の過半数の賛成票が必要になるため、極めて高度な社会的合意と投票参加が必要である。それ故、今後憲法改正を実施する場合、国民と十分な意思疎通を図るだけでなく、合意を形成できる憲法改正案を提出する必要があると指摘する。この他、蕭高彦「台灣的政治…過去、現在與未來」は、形式的に国民投票は憲法に盛り込んだが、しかし、憲法改正に極めて高いハードル

を定めたため、台灣の政治的・社会的分断の現状を考慮すると、将来憲法改正が成立する可能性は非常に低いと指摘する。^{〔註〕}

本稿は前述の文献や論文の論述を踏まえた上で、中華民国憲法が施行されてから現在に至るまで憲法改正の手続き規定がどのように変化したのか回顧した後、追加条文第七次改正後初めてとなる一八歳公民権に関する憲法改正案は実際に如何なる手続きを踏んで立法院で発議されて国民投票の複決に付されたのか、また、台灣における選挙権年齢引き下げの議論がどのように変化したのか考察しようとするものである。

二 憲法改正を行う要因と行使形態

憲法の制定は、その時代を取り巻く社会的および政治的な情勢や環境が反映されたものであり、憲法を維持するには、時代が経過するに伴い、固定的な性質を持つ憲法規範をその時代の政治的なニーズや社会的なニーズに適合させる必要がある。このため、憲法改正は憲法を情勢や環境の変化に適応させるために実施される。しかし、憲法改正を行う必要がない場合は避けなければならない。憲法改正を行う要因は、大きく分けると以下の三点である。(一)憲法制定当時は重要視されていなかつたこと、予見できなかつたことが、情勢や環境の変化によって新たな政治的および社会的ニーズになり、憲法改正を実施して解決しなければならない場合。(二)憲法が規定する条項は、情勢や環境の変化によって新たな政治的および社会的ニーズに適応することが出来なくなり、憲法改正を行つて解決する必要がある場合。(三)確立された憲政の慣習が破壊された時、憲政の習慣を守るために憲法改正を実施して、憲政の習慣を確保する必要がある場合。¹⁵⁾

憲法改正を行使する方法は各国それぞれ異なり、大きく分けると五つの方法がある。(一)立法機関による憲法改正。議会が全権を掌握して憲法改正を行使し、その手続きについては、立法手続きとは異なり、憲法の条文において発議数や議決数など厳しい規定を明記している。主に硬性憲法の国家がこの方式を採用している。(二)特別機関による憲法改正。議会外において憲法を改正するための専門機関を設置して憲法改正を行う。(三)連邦議会と地方議会が混合する憲法改正。連邦国家の多くはこの方式を採用し、例えば、アメリカは連邦議会の両院が憲法改正案を発議した場合、州議会の承認が必要である。(四)国民投票。国民投票には主に二つの方法があり、①憲法で指定した個人または

機関が国民投票を実施するか否かを決定する国民投票制度。②立法機関や憲法機関が憲法改正案を提議した後に国民投票を実施して成立するか否かを決定する国民投票制度。(五)民意機関に行使権を与えない憲法改正。主に欽定憲法のことを指し、国王が直接命令を以て憲法を改正するものの、実際は国王が構成する委員会において事前に諮詢している。

中華民国憲法は一九四七年一二月に施行されてから今日に至るまで合計一二回憲法改正を実施された(表一を参照)。この中で、一〇〇五年六月一〇日に追加条文第七次改正が公布されるまで、特別機関、即ち、全中華民国国民を代表して職権行使する憲法機関である国民大会のみが憲法改正案を議決する権限を有していた。追加条文第七次改正が公布された後、国民大会は廃止されたため、憲法改正案の手続き方法は、立法院で憲法改正案を提議された後、有権者の国民投票による複決に付す仕組みに変更した。従つて、中華民国憲法は一九四七年一二月に施行された後、国民大会は半世紀以上亘つて憲法改正の職権行使する権限を有していたのである。

三 中華民国憲法における改憲条項の変容

中華民国国民政府は一九四六年一二月から二二月にかけて制憲国民大会(中華民国憲法を制定するために招集した会議)を南京国会大会堂において開催され、審議と検討を重ねて、前文と一四章一七五条から成る中華民国憲法を一月二十五日に制定され、翌一九四七年一月一日の公布を経て、同年一二月二五日に施行された^[18]。

中華民国憲法は第一条において共和制の国であることを謳い、憲法第二条で主権在民の原則を定め、孫文の唱える三民主義と五権憲法の実現を目指とする政治制度である。中華民国憲法は制定当時の中華民国の版図、即ち、モンゴルやチベットを含めた中国大陸と台湾において適用することを前提に制定され、その特徴は、国民が有している選挙権・罷免権・創制権・複決権の権利(中華民国憲法第一七条^[19])を国民大会が代表して行使することであり(中華民国憲法第二五条^[20])、国家元首である總統の下に行政・立法・司法・考試・監察の五院が置かれ、所謂五院分立制度が採られていることである。^[21]つまり、国民が有する権利は国民大会が代わって行使するため、国民が有する国民投票の権利を否定したのである。それ故、国民大会は一九八〇年代まで国家の最高意思決定機関、或いは国家の最高権力機関と称されていた。

中華民国憲法の改正手続きは、中華民国憲法第二七条と第一七四条において次のように規定している。

中華民国憲法第二七条^[22]

國民大會之職權如左：
（國民大會の職權は左の通りである）

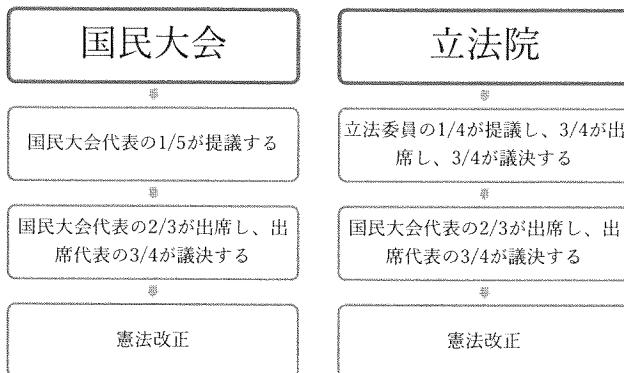
- 一 選舉總統、副總統。（總統と副總統を選挙する）
- 二 罷免總統、副總統。（總統と副總統を罷免する）
- 三 修正憲法。（憲法を改正する）
- 四 複決立法院所提之憲法修正案。（立法院が提出した憲法改正案を複決する）

關於創制複決兩權、……俟全國有半數之縣市曾經行使創制複決兩項政權時、由國民大會制定辦法並行使之。（創制・複決の両権は、……全國半数の県市が創制・複決の両権を行使するに至る時は、国民大会が辦法を制定し、これを行使する）

中華民国憲法第一七四条⁽²⁵⁾

- 二 憲法之修改、應依左列程序之一為之：（憲法の改正は、左の手続の一によつて行わなければならぬ）
 - 一 由國民大會代表總額五分之一之提議、三分之二之出席、及出席代表四分之三之決議、得修改之。（国民大会代表総数の五分の一が発議し、三分の二の出席および出席代表の四分の三の議決によつて、これを改正することができる）
 - 二 由立法院立法委員四分之一之提議、四分之三之出席、及出席委員四分之三之決議、擬定憲法修正案、提請國民大會複決。此項憲法修正案、應於國民大會開會前半年公告之。（立法院立法委員の四分の一が発議し、四分の三の出席および出席委員四分の三の議決により、憲法改正案を作成し、国民大会に複決を提議することができる。この憲法改正案は、国民大会開会の半年前にこれを公示しなければならない）

図一：中華民国憲法の改正手続き（2000年4月25日まで）



中華民国憲法は一九四七年一二月二十五日に施行されてから二〇〇〇年四月二十五日に追加条文第六次改正を公布されるまでの間、憲法改正案を発議できる機関は国民大会と立法院の二つの機関であった。然しながら、立法院において発議された憲法改正案は、国民大会において複決に付されたため、実際は国民大会が憲法改正案を最終的に決定する権限を掌握していた。²⁶換言すると、憲法改正案を複決する権限は国民大会に属していた一方で、立法院は憲法改正案を発議するだけであり、議決する権限を有していかなかったのである（図一）を参照）。

創制権と複決権に関する規定は、中華民国憲法第一七条と第二七条第二項の規定だけでなく、第一三六条において「創制複決兩權之行使、以法律定之」（創制・複決の両権の行使は法律でこれを定める）と定めている。しかし、中華民国政府は国共内戦に敗北して一九四九年一二月に政府機構を台湾に移転して、統治の及ぶ領域は台湾本島、澎湖諸島、金門島および馬祖島に縮小して、実効支配の領域が中国大陸に及ばなくなつたため、中華民国憲法第二七条第二項で定めている条文が行使できなくなつた。つまり、中華民国政府は中国大陸の領土と人口の大半を喪失したため、国民大会において中国大陸を含めた全国の半数の県市が創制権と複決権を行使するこ

一九六六年二月、国民大会において動員戡乱時期臨時条款(以下、臨時条項と表記する)²⁷第二次改正が行われ、中華民国憲法二七条第二項で定めている条文を撤廃して国民大会で創制権と複決権を行使することができるようになるとともに²⁸、総統は動員戡乱時期(国家総動員で中国共産党的反乱を鎮圧するための時期)に創制案や複決案が必要であると判断した場合、国民大会臨時会を招集して、これを審議することができるという規定を追加した。²⁹つまり、臨時条項第二次改正が施行されたことにより、総統は国民大会を招集して創制権と複決権を行使する必要があるか否かを決定する権限を有することになった一方で、国民大会は創制権と複決権を行使するために単独で国民大会を招集することができなくなり、総統の権限強化が図られたのである。

一九六六年八月、国民大会は臨時条項第二次改正の規定に基づき、総則、創制、複決、手続きおよび附則の五章一三条から成る「国民大会創制複決両権行使辦法」を公布され、国民大会において創制権と複決権を行使するための法規を制定された。³⁰然しながら、国民大会は創制権と複決権を行使するための手続きを制定したものの、実際は国民大会において創制権や複決権が行使されたことはなく、また、総統が創制権や複決権を行使するために国民大会を招集した記録もない。その後、一九九一年五月に臨時条項が廃止されたことに伴い、「国民大会創制複決両権行使辦法」は失効された後、民主化と憲政改革を推し進める国民大会において選挙権、罷免権、創制権、複決権の年齢を一八歳に引き下げる案や中華民国憲法第一三〇条の規定を改正して投票年齢を一八歳に引き下げる案が提案されたが、採択されなかつた。

一九九九年九月、国民大会において選挙制度改革の名の下で追加条文第五次改正が公布された。追加条文第五次改正の主要な内容は以下の通りである。(二)次期(第四期)国民大会代表は定数を三〇〇名に削減し、第五期国民大会代表に至つては、定数を一五〇名に半減した上で、政党および無所属候補については、立法委員選挙における政党およ

び無所属候補の得票に基づいて議席を比例配分する政党比例代表制で選出する方式に変更した。(二)国民大会代表と立法委員の選舉周期の合理化を図つて任期を統一するために、現任(第三期)の国民大会代表は任期を特別に第四期立法委員の任期満了に合わせて二〇〇二年六月三〇日までと定め、任期四年の規定を自ら二年以上に引き延ばした。⁽³²⁾

国民大会代表が強引に推し進めた追加条文第五次改正は、二〇〇〇年三月の總統選挙と同時に実施される予定であった国民大会代表の選挙を凍結させたため、与野党執行部や世論による厳しい反発を招いた。追加条文第五次改正に異議を唱えた与野党の立法委員は、違憲審査機関である司法院大法官に憲法解釈請求を行い、国民大会代表が自ら任期を延長したことについて、その有効性があるか否かの判断を司法に委ねた。⁽³³⁾

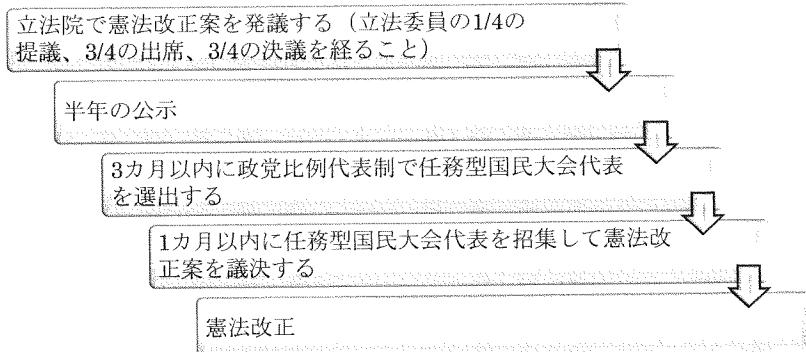
二〇〇〇年三月二十四日、陳水扁が三月一八日に実施された總統選挙に勝利を収めて政権交代が決定した直後、司法院大法官会議(最高裁判所に相当)は大法官解釈第四九九号の憲法解釈の判決を下し、追加条文第五次改正の改正手続⁽³⁴⁾きは法的に重大な欠陥があり、国民大会が自ら任期を延長したことに対しても、利益相反禁止原則に反するだけでなく、自由民主の憲法秩序にも反すると指摘して、この解釈の日付をもって失効するものとした。こうして、国民大会代表の任期延長を明記した追加条文第五次改正は違憲判決が出て無効になつたのである。

追加条文第五次改正は司法院大法官会議の憲法解釈によって無効にされた後、直ちに憲法改正がやり直されて、国民大会の権限を大幅に縮小した追加条文第六次改正は二〇〇〇年四月二十五日に公布された。追加条文第六次改正における憲法改正案の規定は次の通りである。

追加条文第六次改正第一条⁽³⁵⁾

國民大會代表三〇〇人、於立法院提出憲法修正案、領土變更案、經公告半年、或提出總統、副總統彈劾案時、應

図二：追加条文第六次改正の憲法改正手続き(2000年4月25日～2005年6月10日)



於三個月内採比例代表制選出之、不受憲法第二六條、第二八條及第一三五條之限制。比例代表制之選舉方式以法律定之。（國民大會代表三〇〇人は、立法院が憲法改正案もしくは領土変更案を提出し、公示より半年後、あるいは正副總統の彈劾案を提出した時は、三カ月以内に比例代表制でこれを選出する。憲法第二六條、第二八條および第一三五条の制限を受けない。比例代表制の選挙方式は法律で定める）

追加条文第六次改正が公布されたことにより、国民大会は憲法改正案を発議する権限を失い、立法院が憲法改正案を発議する唯一の機関となつた。追加条文第六次改正後、国民大会の職権は、立法院で憲法改正案を発議された場合、それが公示されてから半年後に、任期一ヶ月の国民大会代表を比例代表制で選出して、立法院から提出された憲法改正案をその任期内に再審議することに限定された（図一を参照）。つまり、国民大会は中華民国憲法第二七条第一項第一款から第三款および第二項、第一七四条第一款の条文が適用されなくなり、その権限は中華民国憲法第二七条第一項第四款および第一七四条第二款の規定により、立法院で発議された憲法改正案の複決のみに限定されて、創制および複決に関する権限を喪失したのである。この結果、国家の最高意思決定機関と位置付けられ、憲法改正の権限を担つ

ていた国民大会は常設機関としては廃止され、憲法改正案と領土変更案を審議する時だけ政党比例代表制の選挙によって国民大会代表が選出される「任務型国民大会」となった。³⁶⁾

二〇〇五年「任務型国民大会」代表は立法院で発議された憲法改正案を複決したことにより、同年六月に追加条文第七次改正を公布された。追加条文第七次改正は立法院が発議した憲法改正案の複決を国民大会から有権者による国民投票の決定に委ねることになり、国民大会は中華民国憲法第二七条第一項で規定するすべての職権を失つて廃止された。³⁷⁾つまり、追加条文第七次改正において創制権と複決権は有権者が直接行使できる権利として規定され、国民は憲法改正手続きに直接参加できるようになつたのである。追加条文第七次改正の第一条と第二十二条は以下のように規定している。

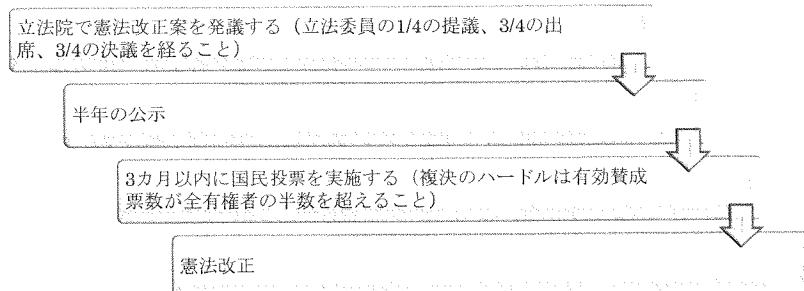
追加条文第七次改正第一条³⁸⁾

中華民國自由地區選舉人於立法院提出憲法修正案、領土變更案、經公告半年、應於三個月內投票複決、不適用憲法第四條、第一七四條之規定。（中華民國自由地區の有権者は、立法院が提出した憲法改正案および領土変更案について、公示より半年後、三ヵ月以内に投票により再審議しなければならず、憲法第四条、第一七四条の規定は適用されない）

追加条文第七次改正第二十二条³⁹⁾

憲法之修改、須經立法院立法委員四分之一之提議、四分之三之出席、及出席委員四分之三之決議、提出憲法修正案、並於公告半年後、經中華民國自由地區選舉人投票複決、有效同意票過選舉人總額之半數、即通過之、不適用

図三：追加条文第七次改正の憲法改正手続き(2005年6月10日以降)



憲法第一七四條之規定。（憲法の改正は、立法院立法委員の四分の一の提議により、四分の三の出席を得て、出席した委員の四分の三の決議を以て憲法改正案を提出できる。また、公示してから半年後、中華民国自由地区的有権者の投票によつて再審議を行い、有効同意票が有権者総数の過半数となつた場合はこれを通過し、憲法第一七四条の規定は適用されない）

追加条文第七次改正が公布されたことにより、今後の憲法改正手続きは立法院が憲法改正案を発議された場合に国民投票を実施し、国民投票において有効賛成票が有権者総数の半数以上に達しない限り、憲法改正案が成立できなくなつた（図三を参照）。二〇一二年一月時点では、台湾の有権者総数は一九三九三九二人であり、憲法改正案を成立させるには九六一九六九六人以上の有効賛成票が必要とされた。

四 公民権年齢引き下げの議論と社会状況の変化

中華民国憲法第一三〇条は、選挙権年齢を満二〇歳、被選挙権年齢を満二三歳と規定し⁽⁴⁾、一九四七年に中華民国憲法が施行された後、表二で示した通り、一九九一年以降七回に亘つて憲法改正が実施されたが、第一三〇条の条文は一

度も改正されていない。中華民国憲法が施行された後、初めて投票年齢の見直しを議会において主張したのは、第一期国民大会代表の林源朗である。彼は一九八四年の第一期国民大会第七次会議第一五次大会において、時代の流れに順応して民主政治に対する認識を向上させるために、中華民国憲法で規定されている投票年齢の引き下げを主張した。⁽¹⁾ 然しながら、投票年齢を引き下げるには、中華民国憲法を改正するだけでなく、「刑法」や「民法」などの法律も改正する必要があり、さらに動員戡乱時期が継続されている状況であつたため、投票年齢を引き下げる案は所謂「万年国会」⁽²⁾ が解消されるまで取り上げられることはなかつた。⁽³⁾

一九九〇年代に至ると、李登輝総統は民主化と憲政改革を推し進める中で、国民大会において選挙権や被選挙権年齢の引き下げは数回に亘つて提案された。一九九四年六月第二期国民大会第四次臨時会議と一九九七年五月第三期国民大会第二次会議において、与野党の国民大会代表は選挙権年齢や被選挙権年齢を引き下げる憲法改正案を提案した。提案された憲法改正案の内容は次の通りである。

- (一) 国民が参加する選挙・罷免・創制・複決の年齢を一八歳に引き下げる。⁽⁴⁾
- (二) 中華民国憲法第一三〇条の条文を「中華民国国民の満一八歳の者は、法律によつて選挙権を有する」に改正する。⁽⁵⁾
- (三) 追加条文において「満一八歳の者は、法律によつて選挙権を有し、憲法第一三〇条が規定する制限を受けない」と増訂する。⁽⁶⁾
- (四) 中華民国憲法第一三〇条の条文を「中華民国国民の満一八歳の者は、法律によつて選挙権を有する。本憲法および法律に別段の規定がある場合を除き、満一〇歳の者は、法律により被選挙権を有する」に改正する。⁽⁷⁾

前述で示した四つの案の中で、（一）は国民党所属の章偉義から提案され、（二）から（四）の案は民進党所属の劉一德、陳玉惠、陳大鈞から提案されたものである。しかし、この四つの案は可決されなかつた。委員会において可決されなかつた理由は、出席者の過半数の賛成を獲得することができなかつたか、第一読会を通過することができなかつたかのどちらかであると思われるが、詳細は不明である。⁽⁴⁸⁾

当時、多数の国民大会代表は高校卒業程度である一八歳の若者に対して、政治参加の基準が高い訳ではなく、政治的な成熟度も備わっていないため、憲法を改正して投票年齢を引き下げる必要がないという認識であった。また、国民大会において中央民意代表の全面改選、總統の直接民選、台灣省政府の廃止といった憲政改革や民主改革が議論される中で、最も重視されていたことは、国家の位置付け、中央民意代表機関の再編、民主的な政治体制を確立することであり、選挙権と被選挙権年齢の引き下げに対しても、国民党と民進党は双方ともに党内において意見が一致していた訳ではなく、コンセンサスが形成されていなかつた。⁽⁴⁹⁾

二〇〇〇年四月に追加条文第六次改正が公布され、憲法改正案の決議権は立法院に移行された後、民進党の立法委員である柯建銘、王拓、許榮淑は一〇〇二年第五期立法院第一会期において、初めて立法院で公民権年齢引き下げに関する憲法改正案に言及した。彼等は過去数年における憲法改正の歩みはすべて憲法制度に焦点が当てられ、立憲主義や人権保障の実現が疎かにされてきたという認識の下で、追加条文第六次改正第一〇条を改正して「中華民国国民の満一八歳の者は、法律によって選挙権を有し、憲法および法律に別段の規定がある者を除き、満二三歳の者は、法律によって被選挙権を有する。憲法第一三〇条の規定は適用を停止する」という文言を追加する憲法改正案が提案され、公民権の拡大が憲法改正の目的であることを明確にした。つまり、彼等は他の先進国の投票年齢、国内における「刑法」の責任能力の判断年齢や「兵役法」の徵兵年齢規定を比較して、「何歳の人が成熟して国事を決定すること

ができるのか」といった主観的な議論ではなく、公民権年齢の引き下げを「公民権の拡大」と結び付け、公民権が拡大された場合、中華民国憲法と国家の正当性は高まるだけでなく、公民権年齢の「成人」という概念を結び付けることで、社会に存在する「一八歳成人」という抽象的な概念を通じて、憲法と法律の年齢制限を統一できると主張した。^{〔註〕}

その後、公民権年齢引き下げの議論は立法院において進展が見られなかつたものの、二〇一二〇年代に至ると、若者が政治に参加する低年齢化が進み、二〇一二三年七月と八月に起つた「白シャツ軍運動(White Shirt Army)」、二〇一四年の「ひまわり学生運動」や二〇一五年五月から約三カ月に亘つて「學習指導要領微調整に対する反対運動」という社会運動が起つて、二〇歳未満の若者がこれらの政治活動に参加するケースが増えた。とりわけ、二〇一四年三月から四月にかけて、中国との間で二〇一二三年六月に合意した「海峡两岸サービス貿易協定」の審議過程に異議を唱えた多数の青年や学生等は、「海峡两岸サービス貿易協定」の批准を阻止するために立法院を占拠して抗議行動を起こした。「ひまわり学生運動」は政権側の譲歩で収束して「海峡两岸サービス貿易協定」が撤回された。換言すると、立法院に占拠した青年や学生等の要求が政権側に認められた稀な成功例である。「ひまわり学生運動」発生後、それまで政治に無関心であった多くの若者は政治の重要性を再認識するとともに、一八歳と一九歳の若者に対する法的な責任と権利が対等ではない状況が明らかになり、人権問題や社会正義に対する関心が高まつた。

二〇一四年一一月、与党の国民党は台湾の統一地方選挙において大敗北を喫し、馬英九総統が国民党主席を引責辞任したため、二〇一五年一月に国民党主席選挙が行われ、朱立倫新北市長が後任の党主席に就任した。二〇一四年一二月、朱立倫は国民党主席に立候補表明した際に五項目に関する憲法改正に言及し、その中で、選挙権年齢を現行の一〇歳から一八歳に引き下げる^{〔註〕}ことを主張した。二〇一五年三月、立法院の与野党協議において憲法改正委員会を設置させることで合意するとともに、国民党と民進党的秘書長会談において六月の立法院会期末までに憲法改正案を完

成させ、憲法改正案の賛否を問う国民投票を二〇一六年總統選挙の投票日と同日に実施することで合意した。この時、国民党は憲法改正委員会で立法院における行政院長の人事承認権を復活させること、総統の下で行政院長が施政を行う現在の半大統領制を議院内閣制に近づけること、選挙権年齢を二〇歳から一八歳に引き下げるとともに、不在者投票（中国語では不在籍投票）^{〔53〕}制度を実施すること、司法院・考試院・監察院の規模を縮小することを提案した。これに対し、民進党は選挙権年齢を二〇歳から一八歳に引き下げるとともに、被選挙権年齢を二三歳から二〇歳に引き下げる、考試院と監察院を廃止すること、憲法改正の発案要件を緩和することを提案した。しかし、民進党は国民党が提案した議院内閣制と不在者投票制度に反対したのに対し、国民党は断固とした態度で選挙権年齢の引き下げと不在者投票制度を同時に実施すべきであると主張した。このため、国民党と民進党は六月の会期末までに意見の折り合いをつけることができず、立法院で憲法改正案を提議することができなかつた。^{〔54〕}

五 一八歳公民権に関する憲法改正案の成立と国民投票実施までの過程

前述の通り、二〇一五年立法院において憲法改正委員会が設置され、憲法改正について議論されたが、国民党と民進党は意見が食い違つて折り合いをつけることができず、憲法改正案を提議することができなかつた。その後、二〇二〇年五月、蔡英文總統は第二期目の總統就任演説において、一八歳公民権を推進するために立法院で特別委員会の憲法改正委員会を設置する方針を表明したため、再び憲法改正案が議論されることになつた。二〇二〇年一〇月、合計三九人（民進党三人、国民党四人、民衆党一人、時代力量一人、立法院定数一一三二三十一による）から構成する憲法改正委員会のメンバーが立法院の院会で採択されたため、憲法改正委員会は選挙権と被選挙権年齢を引き下げ

る憲法改正案の草案準備に取り掛かかった。

立法院で憲法改正委員会が発足された後、民進党の憲政改革小組は二〇二二年一〇月二二日に考試院と監察院の廃止、選挙権年齢と被選挙権年齢を一八歳に引き下げる、憲法改正のハードルを引き下げるなど六つの目標を掲げた憲法改正案を完成させ、一〇月二七日に民進党中央執行委員会において採択された⁽⁶⁾。

二〇二二年一月六日、立法院憲法改正委員会全体委員会会議において一八歳公民権に関する憲法改正案の草案審議が開始され、一月二二日に民進党、民衆党、時代力量の三党は協力して一八歳公民権に関する憲法改正案草案を採択して、第一読会が終了した⁽⁶⁾。国民党はボイコットして第一読会の審議に出席しなかつた。その理由は、一月六日の憲法改正委員会全体委員会会議において、国民党の党團が会議開始時間より一分遅刻して会場入りした時、立法院憲法改正委員会組織規程第六条の規定に基づき、会議を開く際の法定人数が達していいたため、会議の進行を司る招集委員を選出して会議が既に開始されていた。国民党の党団はこの一連の行為に反発して、以後すべての会議をボイコットした⁽⁶⁾。国民党がボイコットしたことにより、一八歳公民権に関する憲法改正案は、三月二十五日に開会が予定されている立法院本会議において国民党所属の立法委員が欠席して採択されない可能性があつた。然しながら、国民党はボイコットを継続して憲法改正案が採択されなかつた場合に被る汚名を回避するため、さらに若年層の支持率が低下している国民党にとって、若者の反発を買うような行為を避けるため、国民党は立法委員に対し議拘束をかけ、二〇二二年三月二十五日の立法院本会議に出席させ、憲法改正案に賛成するよう促したのである⁽⁶⁾。

三月二十五日、立法院本会議において一八歳公民権に関する憲法改正案草案の第一読会と第三読会の審議が行われ、結果は次の通りである。追加条文第七次改正第一二条の規定により、憲法改正案の可決条件は、立法委員総数一一三名のうち、四分の三以上の出席（八五名以上）の下、出席委員の四分の三以上の賛成（六四名以上）である。第一読会は

一〇八名の委員が出席して一〇八名が賛成、第三読会に至つては、一〇九名の委員が出席して一〇九名が賛成した。即ち、民進党、国民党、民衆党、時代力量の与野党四党による全会一致で一八歳公民権に関する憲法改正案の草案を可決されたのである。⁽⁶²⁾ 立法院で採択された憲法改正案の内容は次の通りである。

追加条文第一条の改正案⁽⁶³⁾

中華民國國民年滿一八歲者、有依法選舉、罷免、創制、複決及參加公民投票之權。除本憲法及法律別有規定者外、有依法被選舉之權。(中華民國國民の満一八歳の者は、法律により、選挙、罷免、創制、複決および国民投票に参加する権利を有する。本憲法および法律で別段の規定がある場合を除き、法律により、被選挙権を有する)

憲法第一三〇條之規定、停止適用。(憲法第一三〇条の規定は、その適用を停止する)

二〇二二年三月二十五日に立法院で可決した一八歳公民権に関する憲法改正案は、三月二十八日に立法院院長の游錫堃が告示した⁽⁶⁴⁾。この結果、追加条文第七次改正第一条および第一二条の規定に基づき、半年の公告期間が終了する九月二八日から三ヵ月以内に国民投票を実施して再審議を行わなければならなくなつた。このため、二〇二二年四月一五日、選挙事務の主管機関である中央選挙委員会は、次期統一地方選挙と三月に立法院で可決された一八歳公民権に関する憲法改正案の複決となる国民投票を一一月二六日に実施すると発表した⁽⁶⁵⁾。二〇一九年に改正した「公民投票法」第二三条は、国民投票の実施日を二〇二一年以降二年毎に八月の第四土曜日と定め(二〇二一年八月二八日に予定していた国民投票は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、二〇二一年一二月一八日に実施)、通常国民投票は国政選挙と併せて同日に実施することができなくなつたのである。⁽⁶⁶⁾ しかし、憲法改正案に関する国民投票はこの制限

を受けず、立法院で可決された憲法改正案は半年の公示を経た場合、三カ月以内に隨時国民投票を実施することができるだけでなく、選挙事務予算を節約するなどを理由として、国政選挙と併せて実施することも可能である。また、「公民投票法」第三〇条第六項は、国民投票が実施された後二年以内に同一事項の提案を提出することができないと定めている。⁽⁶⁷⁾しかし、憲法改正案の複決となる国民投票はこの制限を受けず、憲法改正案が国民投票で不成立となつた場合、制度上国民投票実施後二年以内に再び同一事項の提案を提出することが可能である。

一八歳公民権に関する憲法改正案が立法院で可決された要因は大きく分けると、権利義務と国際潮流の要素があった。

(一) 権利義務。国連の「児童権利条約施行法」は立法院が二〇一四年五月に採択して同年二一月に施行された。「児童権利条約施行法」は第一条の冒頭において「児童とは一八歳未満の者をいう」と明記している。しかし、中華民国憲法第一三〇条は選挙権年齢を二〇歳、被選挙権年齢を二三歳で付与されると規定し、さらに「民法」における行為能力年齢の判断基準を加えて比較すると、一八歳に達した国民は「児童権利条約施行法」における法的保護の対象外となる一方で、二〇歳が成人年齢と規定しているため、国内法規における年齢制限の根拠が非論理的となり、一八歳と一九歳の国民は法的権利の空白状態に置かることになった。このため、憲法と国内法規における全面的な年齢制限の見直しが必要になつた。換言すると、台湾の「刑法」第一八条は、一四歳から満一八歳未満の者と満八〇歳以上の国民に対して刑の軽減を明記しているため、一八歳以上の国民が罪を犯すと刑事責任が問われる。さらに、「兵役法」第一条と第三条、「公民投票法」第七条、「公務人員考試法」第一五条、二〇二三年より施行された「民法」第一二条などの国内法規においても一八歳を成人と定めて、法的な責任と義務を負つているだけでなく、一八歳以上の国民は税金や健康保険の支払いが義務付けられている。このため、一八歳と一九歳の若者は選挙に投票する権利を付与

齢は二〇歳もしくは二一歳が基準であった。しかし、一九六〇年代末以降、ヨーロッパ諸国において若者の教育水準の向上、兵役義務、学生運動などを背景とした政治に対する関心が高まつたため、国政選挙における選挙権年齢の引き下げを実施した。⁽⁷⁰⁾ 表三は、アメリカに本部を置く国際NGO団体フリーダムハウス(Freedom House)が発表した政治的権利と市民的自由の総合ポイントが高い国家・地域の選挙権年齢、被選挙権年齢、成人年齢を示したものである。一九六九年イギリスは選挙権年齢を一八歳に引き下げたのを契機に、一九七〇年代ヨーロッパ諸国は相次いで選挙権年齢を一八歳に引き下げた。また、現在被選挙権年齢も一八歳に定めている国が多く、二〇〇〇年以降、イギリス、ドイツ、カナダなどで二〇歳前後の若い議員が誕生した。⁽⁷¹⁾ 現在、世界二三七カ国のうち、二〇〇カ国以上で一八歳以上に選挙権が付与されているため、世界の選挙権年齢の基準は一八歳である。台湾の近隣諸国である日本は二〇一六年に「公職選挙法」を改正して選挙権年齢を二〇歳から一八歳に引き下げ、韓国に至つても二〇一〇年に選挙権年齢を一九歳から一八歳に引き下げた。しかし、台湾は依然として選挙権年齢が二〇歳であるため、世界の潮流に後れをとつていている。

六 国民投票

追加条文第七次改正後、中華民国憲法の改正が極めて困難な状態になつた要因は、国民投票において有権者総数の過半数を超える有効賛成票を獲得する必要があるためである。二〇二〇年一月に実施された台湾の總統選挙において、有権者総数一九三一一〇五人のうち、蔡英文・賴清德ペアが獲得した得票数は八一七〇二三一票であり、一九九六年に總統直接選挙を実施されて以来過去最多の得票数であった(表四を参照)。然しながら、憲法改正案を複決する国

権年齢を一八歳に引き下げるについて、国民の意見に隔たりがあつて疑念を抱き、政府側がこの問題を払拭させることができなかつたことである。二〇一二年一〇月、憲法改正案の賛否を問う国民投票が実施される一ヵ月余り前に、財團法人台湾民意基金会は、「今回の一八歳公民権に関する憲法改正案は、總統・副總統および各級行政首長（市長や県長）を除き、満一八歳以上の全ての国民が立法委員や県市議員などの選舉に立候補できるとの内容が含まれている。あなたは同意しますか」という質問に対し、非常に同意する一九%、ある程度同意する二八・一%、あまり同意しない二三・三%、全く同意しない二六・二%、分からぬ三・三%であつたという結果を発表した。⁷³⁾つまり、約半数の国民は被選挙権年齢を一八歳に引き下げるに対し疑問を抱き、極めて高度な社会的合意を形成することができなかつたのである。

東吳大学の胡博硯教授は今回の統一地方選舉において国民は民進党を牽制して罰する雰囲気があり、それが国民投票に影響を与え、国民投票において反対票が同意票を上回つてゐる都市では、その傾向がとりわけ強かつたと指摘する。また、伝統的な泛藍の支持者の大半は、若者は民進党を支持する者が多いと認識しているため、一八歳公民権に対する疑念を抱いていたと主張する。⁷⁴⁾台湾師範大学の曲兆祥教授は一部の有権者が一八歳という年齢は社会において成熟しておらず、彼等が政治に参加した場合、社会に不安定を齎すことを憂慮して賛成票を投じなかつたと指摘する。⁷⁵⁾この他、東海大学の沈有忠教授は、二〇一二年五月に台灣智庫が発表した若者政策に関する世論調査を発表したデータに基づき、国民投票が失敗に終わった要因を次のように主張する。台湾における国民投票は常に政党の対立と動員のための道具であり、国民投票の結果は有権者が政党の立場に賛成であるか否かに左右される。しかし、二〇一二年一月に実施された憲法改正案の賛否を問う国民投票は、同年三月立法院で憲法改正案を提議する段階において反対した立法委員や政党はなかつたにも拘らず、国民投票が予想に反して失敗に終わったのは、一部の政党が若者の政治

参加の問題に対して支持者を納得させるための努力を怠ったためであり、政党の立場と支持者との間に大きな隔たりがあつた。^(註)

七 結語

中華民国憲法は一九四七年に施行されてから二〇〇五年に追加条文第七次改正を公布して国民大会が廃止されるまで、国民大会が憲法改正案を複決して中華民国憲法を改正し、国民が有する国民投票の権利を否定させていた。追加条文第七次改正の公布とそれに伴う国民大会の廃止により、憲法改正案は立法院で可決された後に国民投票に付して再審議されることになり、台湾の政治制度に直接民主制が導入されて国民が直接憲法改正権を行使できるようになつた。しかし、追加条文第七次改正で定められている中華民国憲法の改正手続きは、追加条文第六次改正までと比べて成立条件が極めて高く規定された。とりわけ、国民投票で有権者総数の過半数を超える有効賛成票を獲得しなければ憲法改正案が成立しないという条件を付け加えたことは、今後の憲法改正が国民の間で極めて高度な社会的合意を形成して、さらに高い社会参加が実施されなければ成立する見込みはなくなつてしまつたのである。

一八歳公民権に関する憲法改正案は、一八歳と一九歳の若者を政治に参加させて国家の制度と政策をより強固なものにするため、また、日本など世界の民主主義国家の選挙権年齢の基準と合わせるために、激しい対立を繰り返している国民党と民進党の二大政党が協力して、立法院において全会一致で憲法改正案を可決させた。しかし、国家を指導する政府や行政機関を構成する人々は、国民と十分な意思疎通を図り、国民が抱いた一八歳被選挙権に対する疑念と意見の相違を払拭させることができなかつたため、国民投票において憲法改正案が不成立になつたのである。

【注】

- (1) 公民投票には全国性公民投票(国民投票)と地方性公民投票(住民投票)の二種類がある。「公民投票法」第二条において国民投票の適用範囲を次のように定めている。(一)憲法に基づく複決、(二)法律の複決、(三)立法原則の創制、(四)重大政策の創制及び複決。【公民投票法】条文、全国法規資料庫網站 <https://law.moi.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=D0020050>
- (2) 「九合一選舉」とは、中華民国地方公職人員選舉の俗称であり、中華民国の直轄市(台北市、新北市、桃園市、台中市、台南市、高雄市)長選挙、直轄市議會議員選挙、県市(新竹県、苗栗県、彰化県、南投縣、雲林縣、嘉義縣、屏東縣、宜蘭縣、花蓮縣、台東縣、澎湖縣、金門縣、連江縣、基隆市、新竹市、嘉義市)長選挙、県市議會議員選挙、鄉鎮市区長選挙、鄉鎮市区民代表選挙、村里長選挙、山地原住民区長選挙、平地原住民区民代表選挙、以上九種類の選挙を同日に行う選挙を指す。二〇一二年の地方公職人員選挙は、台湾全土に合計一七六四八カ所の投票所を設置し、六人の直轄市長、九七〇人の直轄市及び県市議會議員、二〇四人の郷鎮市区長及び原住民区長、二二三九人の郷鎮市区代表及び原住民区代表、七八八人の村里長、合計二一〇二三名の地方公職人員を選出した。黃靖媯「中選會發布九合一大選選舉公告 將選一萬一〇二三位公職」【自由時報電子報】二〇一二年八月一八日。
- (3) 中華民国憲法の改正は、憲法本文を改正するのではなく、憲法本文の後に追加条文(中国語では増修条文)を追補する方式を採つてゐる。
- (4) 注釈(1)において国民投票の適用範囲を示した。例えば、重大政策の複決とは、国民が重大政策に対し投票を通じて意思表示し最終決定するものであると解されている。このため、国民による再議決と訳すこともできる。蔡秀卿「台湾における公民投票制度とその実態―国政レベルを中心に―」『政策科学』第二十七卷第四号、二〇一〇年二月、二七一頁を参照。
- (5) 『立法院公報』第一一一卷第四期、院会紀錄一〇四五—〇五頁、陳昀「立院通過一八歲公民權修憲案 將交公民複決」【自由時報電子報】二〇一二年三月二十五日 <https://news.ltn.com.tw/news/politics/breakingnews/3871533> 蔡晉宇「還差一步！一八歲公民權修憲案出立院 待闖公民複決難關」【聯合報電子報】二〇一二年三月二十五日 <https://udn.com/news/story/66566191095> を参照。
- (6) 陳志明「中華民国憲法第七次修正の研究」『大学院紀要』第五六号、二〇〇六年三月、一二九頁、齊光裕著「中華民国憲政發展与修憲：一九四九年以來的變遷」新北：揚智文化、二〇一六年、一二九—一二〇頁を参照。
- (7) 重大政策の創制とは、国民が特定の重大政策につき政府に対し積極的作為により実現するよう投票を通じて意思表示するものであると解されている。蔡秀卿によると、創制と複決の違いは「有権者の主導によるものかどうかにあると理解されている」

土は、江蘇、浙江、安徽、江西、湖北、湖南、四川、西康、河北、山東、山西、河南、陝西、甘肅、青海、福建、廣東、廣西、雲南、貴州、遼寧、吉林、黑龍江、熱河、チャハル、綏遠、寧夏、新疆、モンゴル、チベットなどの「固有の領域」とする（中華民國領土為江蘇、浙江、安徽、江西、湖北、湖南、四川、西康、河北、山東、山西、河南、陝西、甘肅、青海、福建、廣東、廣西、雲南、貴州、遼寧、吉林、黑龍江、熱河、察哈爾、綏遠、寧夏、新疆、蒙古、西藏等「固有之疆域」）従つて、中華民国憲法制定時における固有の領域とは、五五憲章に示された領域および第二次世界大戦後中華民国の統治下に編入した台湾と澎湖群島である。田上智宜「四大族群と新移民－多文化主義による台湾の社会統合－」東京大学大学院総合文化研究科博士論文、二〇一五年九月、七四～七五頁を参照。

- (21) 中華民国憲法第一七条の規定は次の通りである。「人民は、選挙、罷免、創制、複決の権利を有する（人民有選舉、罷免、創制及複決之權）。」前掲、中華民国憲法条文、全国法規資料庫網站 <https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=A0000001>
- (22) 中華民国憲法第二五条の規定は次の通りである。「国民大会は、この憲法の規定により全國の國民を代表して政權を行使する。（國民大會依本憲法之規定、代表全國國民行使政權）」
- (23) 楊合義「台灣時代の中華民国」、日台関係研究会編『辛亥革命一〇〇年と日本』早稻田出版、二〇一二年、一八二頁を参照。
- (24) 前掲、中華民国憲法条文、全國法規資料庫網站 <https://law.moj.gov.tw/LawClassLawAll.aspx?pcode=A0000001>
- (25) 同上。
- (26) 羅國應「中華民国憲法における憲法改正の限界説と無限界説—大法官解釋四九九号をきっかけに—」『岡山大学大学院社会科学研究科紀要』第二七号、二〇〇九年三月、一二二頁を参照。
- (27) 戦後中国大陸において国共内戦が勃発し、戦局の激化に伴い、中華民国は一九四八年四月一八日国民大会において共産党の反乱を鎮定するまでの間の緊急事態として総動員体制を敷くため、臨時条項が制定され、五月一〇に公布された。一九四七年一二月二十五日に中華民国憲法を施行してから僅か四カ月余りで憲法改正を行つた際、憲法本文を改正せず、臨時条款が制定された。臨時条款は、国家や人民の緊急事態を避ける、あるいは政治・財政・経済上の大変動に対応するために、憲法の制限を受けることなく、行政院会議の決議を経て、緊急的な处分や戒厳令の発令などを実施できるものであった。これによつて、總統を中心とする行政は立法院の承認を受ける必要がなくなつたため、その権力は大幅に強化された。さらに動員戡亂時期の終結は總統自らが宣言することとなつたため、通常の憲法機能を停止させて、簡素な法的手手続きで總統による権力行使を可能にした。臨時条款は当初効力が二年間とされていたが、中華民国は国共内戦に敗北して一九四九年一一月に台湾に逃れた後も台湾で施行され続け、一九九一年に廃止されるまで五回改正された。

- (28) 「動員戡亂時期臨時條款第二次修正」第四項の原文は以下の通りである。「動員戡亂時期、國民大會得制定辦法、創制中央法律原則與複決中央法律、不受憲法第二七條第二項之限制。」齊光裕著『中華民國憲政發展與修憲：一九四九年以來的變遷』三四〇頁。
- (29) 「動員戡亂時期臨時條款第二次修正」第五項の原文は以下の通りである。「在戡亂時期、總統對於創制案或複決案認為有必要時、得召集國民大會臨時會議討論之。」齊光裕著『中華民國憲政發展與修憲：一九四九年以來的變遷』三四〇頁。
- (30) 國民大會創制複決兩權行使辦法，全國法規資料庫網站
<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=A0020015>
- (31) 齊光裕著『中華民國憲政發展與修憲：一九四九年以來的變遷』新北：揚智文化，二〇一六年、一六〇—一七頁を参照。
- (32) 前掲、陳志明「中華民國憲法第七次修正的研究」一二七頁を参照。
- (33) 前掲、若林正丈著『台灣的政治：中華民國台灣化之戰後史「增補新裝版」』二三一頁を参照。
- (34) 前掲、羅國應「中華民國憲法における憲法改正の限界説と無限界説——大法官解釋四九号をきつかけに——」二四頁を参照。
- (35) 前掲、齊光裕著『中華民國憲政發展與修憲：一九四九年以來的變遷』二〇九頁、三六九頁を参照。
- (36) 前掲、陳志明「中華民國憲法第七次修正的研究」一二八頁、淺野和生「中華民國憲法改正の経過と残された課題」『問題と研究』第三四卷二号、二〇〇四年一一月、一二一—一二頁を参照。
- (37) 諸橋邦彥「台灣第七次憲法改正と憲政改革」「レファレンス」六五五号、一〇〇五年八月、九三頁を参照。
- (38) 前掲、中華民國憲法增修條文、全國法規資料庫網站
<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=A0000002>
- (39) 同上。
- (40) 前掲、中華民國憲法、全國法規資料庫網站
<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=A0000001>
- (41) 劉晏齊「從世界潮流到世代正義——修投票年齡與青少年政治參與」『政大法學評論』第一六五期、二〇二一年六月、一三九—一四〇頁を参照。
- (42) 中華民國憲法が公布された後、一九四七年一一月から一九四八年一月にかけて中国各地で第一期中央民意代表（第一期国民大会代表、第一期立法委員、第一期監察委員）が選出された。しかし、第一期の任期が満了しないうちに、中華民国政府は国共内戦に敗れて全中国大陸の領土を失ったため、中華民国政府に追随して台湾に渡った第一期中央民意代表たちは自分たちの

選挙区を失い、さらに、任期が満了になつても改選できない状態となつた。中華民国政府は国家の法統を守るため、一九四八年国民大会によつて採択された臨時条項および一九四九年に公布された戒厳令を法的根拠として、中央民意代表の改選を凍結した。さらに、一九五四年大法官會議は決議を行い、「大陸反攻、失地の回復」が実現されるまで、第一期民意代表は改選に及ばず、引き続き職権を行使するとした。この結果、第一期中央民意代表は全員終身職となり、永遠に改選の必要のない国会は「万年国会」と嘲られ、また、第一期中央民意代表は年齢とともに老衰し、一九八〇年代に至ると、大多数が職務を果たすことができなくなつたため、「老賊」(月給泥棒の老人)や「万年議員」という汚名を付けられた。

(43) 前掲、劉晏齊「從世界潮流到世代正義——修投票年齡與青少年政治參與」一三九(一四〇頁)を参照。

(44) 国民大会秘書處編『第二屆國民大會第四次臨時會議實錄』台北：國民大会秘書處、一九九四年、九四八頁を参照。

(45) 同上、九二三頁を参照。

(46) 國民大會秘書處編『第三屆國民大會第二次會議實錄(下冊)』台北：國民大會秘書處、一九九九年、一四七七頁を参照。

(47) 同上、一四八一頁を参照。

(48) 張育萌「從『十八歲公民權』社會運動探討法律的時代正義」『全國律師』二六・八期、二〇一二年八月、三六頁を参照。

(49) 同上。

(50) 同上、三六一三七頁を参照。

(51) 台灣は長年に亘つて対立する二つの政党により、青(国民党)と緑(民進党)に分断されてきた。しかし、二〇一〇年代前半にどちらの政党も指導者も支持しない大勢の人々は白いシャツを着て社会運動を起こした。とりわけ、二〇一三年七月、徵兵中で退役を間近に控えた二四歳の陸軍兵士が不審死(上官による虐待で死亡)した事件をきっかけに、軍に対する不信と不満があり、市民が主導した大規模な抗議集会が總統府前広場で開催され、最終的に国防部長の更迭と『軍事審査法』が改正される大事件に発展した。趙芷菱「白衫軍運動 公民覺醒掀臺灣茉莉花開」『新紀元』第三四〇期、二〇一三年八月二二日、<https://www.epochweekly.com/b5134012491.htm>

(52) 石原忠浩「台灣內政部をめぐる動向(二〇一四年一二月上旬)～(二〇一五年一月上旬)」「九合二」選挙後の情勢と陳水扁前總統の「仮釈放」「交流」八八六年、二〇一五年一月、二四頁を参照。

(53) 「公職人員選舉罷免法」第一七条は次のように規定する。「選挙人は別段の規定がない限り、戸籍地の投票所で投票しなければならない(選挙人、除另有規定外、應於戶籍地投票所投票)」このため、日本のような期日前投票制度や不在者投票制度という制度がなく、台湾住民が投票するには、戸籍地の指定された投票所に行き、その場で投票する必要がある。「公職人員

八〇 <https://www.storm.mg/article/4570402>。

(74) 「一八歲公民權修憲複決失敗，學者：選民投票摻入「徵罰民進黨」情緒」『中央通訊社』二〇一二年一月一八日、<https://www.thenewslens.com/article/177225>を参照。

(75) 同上。

(76) 沈有忠「青年參政下一步：政黨應肩負青年參政改革的責任」『思想坦克』二〇一二年五月一九日 <https://voicetank.org/%E9%9D%AD%EA%A5%E6%94%BF%E9%BB%A8%E5%87%89%92%EA%83%AF%8A%94%BF%94%BB%A9%9D%92%EA%83%8A%94%BF%94%BB%A9%9D%94%BF%94%BB%A9%9A%84%E8%AC%EA%BB%BB/>